

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会 会長の選出について

会長・副会長の選任については、「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」第13条第3項の規定により、委員の皆様の互選により定めることとなっておりますが、書面開催により、互選の実施が難しい状況です。

つきましては、宇都宮市廃棄物減量等推進審議会事務局として、下記の委員を会長として推薦したいと考えておりますことから別添「令和3年度 第1回宇都宮市廃棄物減量等推進審議会 意見回答書（様式1）」により、御回答くださいますようお願いいたします。

記

＜事務局案＞

会長：黒子 英明 委員（宇都宮市議会議員）

【理由】

黒子委員は、平成27年度より市議会議員として市民の意見を反映する役割を担っており、今年度は環境経済常任委員会委員を務め、本市環境行政や廃棄物行政に広く精通していることから、会長に適任であるため。

任期：令和4年6月30日

「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」（抜粋）

（審議会の組織）

第13条 条例第16条第1項に規定する宇都宮市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 各種団体の代表者
 - (4) 事業者
 - (5) 廃棄物処理業者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。